所 得 金 額 の 求 め 方

＜所得要件＞　父母または父母に準ずる者のうち、１年間の所得（給与所得は給与収入額から規定の必要経費を控除した額。給与所得以外の所得は所得税法により算出する総所得金額。）の多い者一人において、規定の特別控除額を控除した金額が基準額以下であること。

給与所得者の場合　５人家族（父・母・大学生・高校生・祖母）の例

家族	職業等	収入等種別	収入額	特別控除額
父	会社員	給与収入	800万円	
母	パート従業員	給与収入	100万円	
本人	私立高等学校生	自宅通学		41万円
弟	中学生	自宅通学		16万円
祖母	無職	年金収入	80万円	

①父母のうち、所得金額の多い者一人の所得額（給与所得なので、裏面《表３》により算出された額を控除）

［父の所得額］給与収入(8,000千円)－必要経費(8,000千円×0.3＋2,226千円）＝ 3,374千円

②特別控除額（裏面《表４》の該当箇所の合計金額を控除）

本人(私立高等学校・自宅通学)410千円＋弟(中学生)160千円　＝　570千円

①－②＝ 2,804千円　⇒「所得基準額表(下記《表１》)」により
５人世帯 3,070千円以下となり、申請可能となります。

給与所得者以外(自営業等)の場合　３人家族（父・本人・妹）の例

家族	職業等	収入等種別	所得額または収入額	特別控除額
父	自営業	営業所得	所得額400万円	49万円
兄	公立大学生	自宅外通学		102万円
本人	公立高等学校生	自宅通学		28万円

①父母のうち、所得金額の多い者一人の所得額（給与所得ではないので、所得税法により算出する総所得金額）

［父の所得額］営業所得(4,000千円)　＝ 4,000千円

②特別控除額（裏面《表４》の該当箇所の合計金額を控除）

父子世帯490千円＋兄(公立大学生)1,020千円＋本人(公立高校自宅通学)280千円 ＝ 1,790千円

①－②＝ 2,210千円　⇒「所得基準額表(下記《表１》)」により
３人世帯 2,640千円以下となり、申請可能となります。

≪表１：高等学校に入学する者の場合≫ 所得基準額表（世帯人員別所得基準額）

世帯人員	所得基準額	世帯人員	所得基準額
１人	1,430,000円	５人	3,070,000円
２人	2,290,000円	６人	3,250,000円
３人	2,640,000円	７人以上	3,410,000円 （１人増すごとに、これに160,000円を加算する。）
４人	2,860,000円		

≪表２：高等専門学校に入学する者の場合≫ 所得基準額表（世帯人員別所得基準額）

世帯人員	所得基準額	世帯人員	所得基準額
１人	1,860,000円	５人	4,280,000円
２人	3,100,000円	６人	4,520,000円
３人	3,620,000円	７人以上	4,750,000円 （１人増すごとに、これに230,000円を加算する。）
４人	3,950,000円		

≪表３≫ 給与所得者の必要経費

年間収入金額	控除額
3,290千円以下の場合	年間収入額の全額
3,290千円を超え4,000千円以下の場合	年間収入額×0.2＋2,626千円
4,000千円を超え8,780千円以下の場合	年間収入額×0.3＋2,226千円
8,780千円を超える場合	4,860千円

≪表４≫ 特別控除額

特別の事情		特別控除額				証明書
1	母（父）子家庭	490,000円				不要 ※1
2	就学者のいる世帯 （１人につき） ※1 自宅外通学の控除は、住民票又は居住証明書で確認できる場合に限る。	区　分	通学形態	国公立	私　立	
		小学校児童		80,000円		
		中学校生徒		160,000円		
		高等学校生徒	自宅通学	280,000円	410,000円	
			自宅外通学	470,000円	600,000円	
		高等専門学校生徒	自宅通学	360,000円	600,000円	
			自宅外通学	550,000円	800,000円	
		専修学校高等課程生徒	自宅通学	170,000円	370,000円	
			自宅外通学	270,000円	460,000円	
		専修学校専門課程学生	自宅通学	220,000円	720,000円	
			自宅外通学	620,000円	1,120,000円	
		大学学生	自宅通学	590,000円	1,010,000円	
			自宅外通学	1,020,000円	1,440,000円	
3	障がい者のいる世帯	障がい者１人につき　860,000円				要
4	長期療養者のいる世帯	それぞれの事情により経済的に特別の支出をした金額。				

5	主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している年間金額。 ただし、710,000円を限度とする。	
6	火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生活手段（田、畑、店舗等）に被害があって、将来長期に渡って支出増又は収入減になると認められる年間金額	
7	家計支持者が父母以外の世帯	410,000円	

備考

1　「就学者のいる世帯」による控除は、申請者本人を含む。

2　申請時点において特別の事情に該当する項目について控除する。

3　３の障がい者控除と４の長期療養者控除の両方に当てはまる者は、片方のみ控除とする。